

告示

埼玉県告示第二百二十二号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和三年三月五日

埼玉県知事 大野 元裕

道路の種類	路線名	区間
県道	行田東松山線	埼玉県東松山市神明町一丁目五四一九番地 一地先から埼玉県東松山市神明町一丁目五四二〇番地一地先まで